

議案第 87 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

総務省から示された職員の分限に関する条例案に準拠させるとともに、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行に伴う所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の分限に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「法第 16 条第 1 号に該当するに至った」を「拘禁刑に処せられた」に改め、「職員のうち、」の次に「その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その」を加え、「特に失職しない」を「、当該職員がその職を失わない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

職員の分限に関する条例 新旧対照表

新	旧
(失職の例外) 第 6 条 任命権者は、<u>拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする</u>ことができる。 2 前項の規定により、その職を失わなかった職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。 以下省略	(失職の例外) 第 6 条 任命権者は、<u>法第 16 条第 1 号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとする</u>ことができる。 以下省略